

民設放課後児童クラブ 保護者助成金制度のご案内

【助成の内容】

令和7年度下半期（令和7年10月～令和8年3月）に納付した民設放課後児童クラブの利用料に対する助成を行います。昨年9月に上半期（令和7年4月～9月）分の申請をされた方も下半期分の助成を受けるためには、下半期分の申請が必要です。また、上半期分の申請をされていない方は、その期間分についても今回申請することができます。

なお、令和8年度に令和7年度分の助成申請をすることはできません。

【助成の対象となる方】

- ① 生活保護受給世帯（利用料0円を除く。）
- ② 令和6年分の所得税非課税世帯
- ③ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
- ④ 保護者が里親等である世帯
- ⑤ 児童の属する世帯が居住する家屋等が火災、風水害、震災その他これらに類する災害により損害を受けた世帯、又は災害対策基本法等に基づく避難指示等によりさいたま市内に避難した世帯

上記①～⑤のうち、民設放課後児童クラブが発行する「利用料完納証明書」により、利用料の未納がないと証明された方が助成の対象になります。

【申請期間】

令和8年3月16日（月）～令和8年3月30日（月）

助成金額、助成の対象となる方、必要書類、申請方法などの詳細については、所属の民設放課後児童クラブで配布しているパンフレットをご覧ください。

申請書、パンフレットは、さいたま市のホームページでもダウンロードできます。

さいたま市 HP

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/013/p127659.html>

